

電気通信大学助言教員制度規程

平成16年 4月 1日

改正

平成17年 4月 1日

平成19年 4月 1日

(趣旨)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)は、大学教育の一環として、学生支援のための助言教員制度を置く。

(助言教員)

第2条 助言教員は、各学科からの申し出に基づき、原則として本学専任の教授、准教授及び講師の全員がこれにあたる。

(職務)

第3条 助言教員は、その担当する学生の生活及び修学に関する諸問題について、学生の相談を受け、助言を与える。

(報告)

第4条 助言教員は、その担当する学生の実情について、必要に応じて電気通信大学学生支援センター長に報告する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。